

第5章

フィリピンの障害者の生計と障害自助団体 —2007年予備調査結果より—

山形辰史・森壮也

要約：

フィリピンでは「障害者のマグナカルタ」に代表される障害者法制が進められた国である。しかし制定された法・制度が国民全体に十分浸透するには至っていない。グローバリゼーションと、それに伴うアウトソーシング産業の増加によって、マニラ首都圏では障害者の雇用機会の多様化の兆しが見られる一方、ミンダナオ島に代表される地方では、教育・訓練施設や障害者自助団体の欠如から、障害者の雇用どころか、生活上のエンパワメントも覚束ない状況である。

キーワード：

障害者、フィリピン、マニラ、ダバオ、ミンダナオ、アウトソーシング

第1節 はじめに

フィリピンは、開発途上国の中でも障害者政策の制定が比較的進んだ国として知られている（森[2008]、第3節）。その一方で、制定された政策の施行の徹底については大きな問題を抱えている。つまりフィリピンは、今後障害者政策の活用と普及を進めていくべき通過点にあり、他の開発途上国も辿るであろう

道を、今まさに経験していると言えるかも知れない。そこで現在のフィリピンにおける障害者法制、障害者行政の障害当事者の生活への影響を研究することで、国際開発を進める過程で障害者対策がどのように進められるべきか、という一般的課題に対する含意を得ることとしたい。

なお本稿の位置づけは、上記の趣旨で行う2年研究会の中間報告である。以下では主として、2007年8-9月に実施したマニラ首都圏およびミンダナオ島における障害者の聞き取り調査結果に基づき、調査から得られた含意を述べる。

第2節 フィリピンの障害者政策

フィリピンの障害者政策の根幹をなすのは「障害者のマグナカルタ」(Magna Carta For Disabled Persons¹ and Its Implementing Rules and Regulations [Republic Act No. 7277])と呼ばれる法律である。1992年のアキノ政権で共和国法7277号として制定された後、これまで数度の改定がなされている。

「マグナカルタ」は、フィリピンの障害者が自らの権利を主張する際に、第一に拠って立つ法律である。具体的には、障害者の政治的・市民的権利、教育、保健、雇用、および支援サービスや社会生活へのアクセシビリティ等の促進や、それらの提供に関する差別の禁止等が規定されている。本稿で注目する「障害者の生計」に直接関わる条文としては、マグナカルタのSection 8, Chapter I, Title Twoに定められた障害者雇用に関わる賃金支払額や障害者雇用のための設備の改修費等の一部の法人税対象からの控除等があるが、これについては森[2008]で紹介されていることから、本稿では敢えて詳述しない。また今回の調査中には、この条項の適用を期待した障害者雇用増や雇用条件整備が広くなされている様子が見られなかった。

むしろ、障害者の生計にとって限定的な影響しかあたえないものの、比較的利用頻度が高いと見受けられたのは、社会生活へのアクセシビリティ促進の一環として規定されている公共交通機関等の料金割引である。これは2007年の同法の修正際に付け加えられたものであり、Bureau of Internal Revenueが、そのコ

ストに対応する額の税控除を行うことを条件に、料金の 20-10%の割引がなされるべきことが定められている。法律上は、全ての商業、運輸業、飲食業、娯楽施設、および医薬品の購入が 20%の料金割引²の対象とされているが、税控除の手続きの進捗に差があるためか、実際に適用されていると耳にしたのは、鉄道や航空運賃のみであった。また、航空運賃は料金の差別化が進んでいるため、正規料金に 20%の割引がなされても、割引航空券の方が割安になるケースがままあり、大きな意義を持たない、との意見が聞かれた。

一方、市レベルで、国と別個の障害者優遇策を採用しているところもあった。マカティ市は障害者に独自の優遇策を施していた。例えば医療に関しては入院に対する補助を行い、そして家族を伴う映画の無料鑑賞の権利が与えられている³。これは財政が豊かな地方自治体でのみ可能なことと思われる。

第3節 調査の目的・方法

このような障害者政策が採られているフィリピンにおいて、障害者の現実の生活は、それらによって改善されているのか、また現実に障害者はどのような経済生活を送っているのか、そしてそれは障害によってどのような影響を受けているのか、が、本研究会の主要な課題の一部である。

このような課題に対し答えを与えるべく、2008 年度にマニラ首都圏において数百人単位の障害者の標本調査を計画している。以下では 2008 年度の本調査の準備のために実施された予備調査の結果として得られた含意を簡単にまとめる。本調査においてどのような質問をすることで上記の課題に応えられるかを調査するため、できるだけ広い範囲の障害者にインタビューすることを目的とした。質問票の pre-testing としての意味合いもあるので、質問票の分量、フォーマット、設問の順番、設問項目の適否も検討した。

障害者の障害の実態に関する調査は、いくつかの機関で既になされている。フィリピンの障害者についても、米国のワシントン・グループ⁴と呼ばれる National Center for Health Statistics を中心としたグループが、フィリピン統計局

と協力する形でなされている(Ericta [2005])ほか、国連アジア太平洋経済社会委員会(United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: UNESCAP)と世界保健機関(World Health Organization: WHO)が、これもフィリピン統計局と協力して調査を実施している(National Statistics Office [2006])。さらにフィリピン保健省も、障害者の自己登録を促進し、それによってデータを収集している(表1を参照)。

表1 登録に基づくフィリピンの障害者数とそのタイプ別内訳

タイプ	男		女		計	
	人数	%	人数	%	人数	%
心理社会的障害	23,725	8.54	9,114	3.95	32,839	6.46
慢性疾病による障害	25,861	9.31	24,303	10.54	50,164	9.87
学習障害	6,516	2.35	6,219	2.70	12,735	2.51
精神障害	27,695	9.97	24,363	10.57	52,058	10.24
複合障害	30,792	11.09	28,920	12.55	59,712	11.75
視覚障害	41,338	14.88	41,001	17.79	82,339	16.20
肢体不自由	76,027	27.37	54,587	23.68	130,614	25.70
コミュニケーション障害	45,808	16.49	42,001	18.22	87,809	17.28
計	277,762	100.00	230,508	100.00	508,270	100.00

注:障害のタイプ分け方法は、原資料の分類法に依っている。

出所: Philippine Registry for Persons with Disability (2005年4月6日現在)

<http://doh.gov.ph/pwd2/result.pdf>

しかし、それらにおいて調査の中心とされているのは、障害者の全人口に占める割合や、障害それ自体について、あるいは障害者の基本的な属性(性別、年齢、教育水準、居住地等)であり、社会・経済生活の実態については調査が及んでいない。そもそも障害者がどのようにして生活の糧を得ているのか、社会・経済的にどの程度の自由度を持って生活しているのか、そしてそれらは自身の障害の種類・程度や家族の属性、政府や地方自治体の政策とどのように関

連しているのか、といった側面は、これまでの調査においてほとんど取り上げられていなかった。本研究の特徴は、障害者の生計向上や貧困削減に直結する社会・経済的側面を調査の中心に据えることにある。

したがって質問票を作成するに際しては、障害についての項目はもちろんのこと、障害者の収入や資産、雇用、生活空間の範囲、家族の社会・経済生活について、できるだけ具体的な質問項目を設けた⁵。質問票は末尾に付録として掲載している。

インタビューは2007年8月16日より27日まで主としてマニラ首都圏で行った。8月21日から25日までは、ミンダナオ島のダバオ市とその周辺でもインタビューを行った。

今回は予備調査であるため、サンプリングは後述の障害者自助団体のリーダー達による紹介といったやり方に止めた。今回の予備調査を実施する目的の一つが、障害者の母集団と見なしうるだけの障害者のリストが得られるかどうかをチェックすることであったため、予備調査を準備する段階においては、障害者のリストは全く得られていなかった。

また、この調査においては障害者本人に対してインタビューを行うことを原則とした。特に調査対象のろう者にはろう者の質問者がフィリピン手話でインタビューを行った。また本人に対するインタビューを原則としたことと、強力な自助団体の協力が不可欠であったことから、調査対象は肢体不自由・ろう・盲の3タイプの障害者に限定した。

2007年8月15日にフィリピンの障害者自助団体の関係者を集めて、調査の趣旨を説明すると同時に、予備調査の対象となる障害者の紹介を依頼した。マニラ首都圏の訪問先については、聴覚障害者の自助団体の *Philippine Federation of the Deaf (PFD)*、視覚障害者の自助団体の *Philippine Blind Union*⁶、マカティ市の障害者の自助団体である *Makati Federation for Persons with Disability*、そしてフィリピン政府の *National Anti-Poverty Council* のメンバーの個人的ネットワーク等から、*Makati* 市、*Pasay* 市、*Mandaluyong* 市、*Pasig* 市、*Valenzuela* 市、およびマニラ首都圏に隣接する *Rizal* 県の障害者を紹介してもらい、インタビューを

行った。ミンダナオ島の障害者インタビューについては、ダバオ市周辺の聴覚障害者のグループに、インタビュー対象の障害者を紹介してもらった。

結果として、マニラ首都圏については、肢体不自由の障害者7人、視覚障害者6人、聴覚障害者17人に、質問票を用いた聞き取り調査を行った。ミンダナオ島においては、聴覚障害者13人にインタビューを行った。

第4節 得られた含意

本節では、上で説明した予備調査から得られた含意について述べる。この含意を手がかりに、次年度の本調査に望むこととなる。

1. 障害者の生計について

第一の関心事は、障害者がどのようにして生計を立てているのか、という点である。事前の予想では、ほとんどが自己の経済活動で生計を立ててはおらず、家族や親族からの所得移転に頼っているのではないかと考えていた⁷。また、仮に何らかの経済活動に関わっていたとしても、それは障害者向けの作業場であったり、家族が経営する商売や工場での雇用といったインフォーマルな形態に留まるのではないかと、というのが当初の予想であった。しかし、実態はその予想を超えるものであった。

一方予想通りであったのが、障害があるが故に、本来発揮されて然るべき能力が発揮されていないケースも見られた。以下ではこの二つの点を体現するケースを紹介する。

(1) 就業のパターン

今回インタビューした人々の就業のパターンは4つに大別される。それは(1)障害者向けの作業場、(2)地方自治体での雇用、(3)自営、(4)民間企業での雇用、

である。

第一の作業場での雇用は、障害者関連の施設で提供されていた。マニラ首都圏の東に隣接する Rizal 県に立地している Tahanang Walang Hagdanan, Inc. (タガログ語で House with No Steps の意。以下 TWH と略) では、主として肢体不自由の障害者によって、木工や菓の箱詰め、釣り針生産、車椅子の製作・修理、その他事務といった作業がなされていた。200 人程度の障害者が雇用されていた。その中の男性 (仮称 A さん) と女性 (B さん) それぞれ一人にインタビューすることができた。両者ともポリオが原因で、A さんは下肢に、B さんは下肢と上肢に障害を持っていた。A さんは車椅子を用いており、B さんは車椅子なしで、杖を用いることによって歩行が可能である。A さんは工場での生産作業、B さんは事務作業により、両者共に月 4,000 ペソを得ていた。2006 年のフィリピンの一人当たり GDP が約 75,000 ペソ⁸ (一月当たり 6,250 ペソ) なので、平均の 3 分の 2 程度の水準の所得を得ていると評価できる。A さんは 32 歳、B さんは 45 歳で共に結婚して、TWH から徒歩や車椅子で通勤可能な、ごく近隣に住居を構えていた。TWH 周辺は、TWH で職を得ている障害者が数多く住んでいた。

同様に、マニラ首都圏のケソン市に立地している国立の National Vocational Rehabilitation Center (以下 NVRC と略) および、同敷地内に設置されている Rehabilitation Sheltered Workshop (以下 RSW と略) においても、TWH よりは小規模ながら、作業場において障害者への雇用機会が提供されていた。これらの施設では肢体不自由の障害者のみならず視覚障害者も雇用されていた。RSW で毎日半日だけ働いている C さんにインタビューすることができた。C さんはやはりマニラ首都圏のパシグ市に住む 59 歳の男性である。以前は NVRC のスクォーター (C さん談) に他の障害者と共に居住していたが、1969 年にそのうち視覚障害者約 70 世帯がパシグ市に住居を与えられ移住したという。移住した後も NVRC や RSW とのコンタクトを維持し、現在もほぼ毎日、RSW で午後のみ働いている。ワークショップでの作業による収入は月 6,000 ペソである。

第二のパターンは、公的セクターでの雇用である。D さんは聴覚障害者で、

他の 10 人の聴覚障害者と共にマカティ市に雇用され、廃棄物の収集と整理を担当していた。本人曰く、自分はスクォッターに住んでいる、とのことであった。毎月 6,115 ペソの収入を市から得ていた。視覚障害者で、長年フィリピン国立盲学校(Philippine National School for the Blind)の教師をしている E さんは、学校から歩いて通える近隣に居住していた。

第三の雇用パターンは自営である。視覚障害者がマッサージ師として営業しているという例があった。比較的若く、数人のグループでマーケット・モールに店を出している F さんの場合には、毎日店に出勤して、客がマッサージを受け、その店に来る、という形態でビジネスを行っていた。収入は月平均で 12,500 ペソである。G さんは配偶者共々車椅子の生活で、自立生活運動を実践している。自宅をインターネット・カフェとしているに加えて、IT 技術者としてサービスを提供していた。さらに、夫のカメラマンとしての技能を活かし、夫婦が自宅でスタジオを経営しているケースもあった。

第四のパターンは民間企業での雇用である。このパターンの雇用はあまり多くないと予想していたが、先進国からのアウトソーシングの需要に応える形で雇用創出がなされており、グローバル化のプラスの側面として注目される。癌で片足の膝から下を失った H さんは松葉杖をつけて歩行している。コールセンターでオペレーターとして働いており、月に 17,000 ペソの収入を得ていた。聴覚障害者で 32 歳の I さんは、依頼があるときにデータ入力の仕事をしている。ワークシェアリングと称して、仕事が不定期にしか与えられないという。収入は平均して、月に 4,500 ペソ程度とのことであった。同様に、聴覚障害者を持つ 24 歳の J さんは民間企業の常雇いでデータ入力の仕事をしており、月収 7,500 ペソを得ている。

(2) 就業の困難さに直面する障害者のパターン

能力や資格がありながら、政府や周囲の無理解のために、それらを発揮できないでいるケースも見受けられた。弁護士資格を持つ K さんは、失明したため

に、政府の担当者から資格の更新を拒絶され、法廷に立てない状態に置かれている。フィリピンの法律において、視力が弁護士資格の要件とされていないのにも拘わらず、行政の担当者の裁量によって、Kさんの能力も資格も、無力化されてしまっている、と言える。このためKさんは自宅で、ごくたまに近隣の人々の法律相談を受けることや、自宅の家庭用冷蔵庫でできた氷を売るといったこと以外は、経済活動を行っておらず、もっぱら生活を家族に依存している状態である。家族からの移転所得として月500ペソを得ているとのことであった。

40代で失明したLさんは、それまで配管工であったが、その能力は活かせなくなってしまった。稼得能力を失ったLさんは家族にも見捨てられ、当初は街頭でキーボード演奏と歌によってわずかな収入を得ていたが、その後街頭での音楽演奏が警察によって禁止され、経済活動のチャンスが全く閉ざされることとなった。55歳になった現在は、やはり視覚障害者の妻と共に、彼女の4人の子どもの中の2人（残り2人は縁者に里子に出している）を養うべく、妻と二人で街頭で物乞いをしている。その物乞いさえ、しばしば警察に止められてしまうことから、週のうちせいぜい3日程度しか物乞いができない。物乞いのできる日には平均200ペソ程度が得られるという。つまり月平均では2,400ペソの実入りを得ていることになる。Lさんは、せめて楽器演奏で収入を得たいと願っている。

聴覚障害者のMさんは、父親がバランガイ⁹の長を努めていたことに象徴されるように、家族は裕福である（月に77,000ペソの収入がある）にも拘わらず、本人は遠出もままならず、経済的には家族に全く依存させられている。自分の自由になる所得はなく、籠の鳥状態である。Mさんがこのような依存状態に陥っていることの一つの重要な要因は、同居している家族の中の誰も手話が使えないため、Mさんが社会に出たいという意志を周囲が理解しにくいことにあるのではないかと推測される。

2. 障害者のキャパシティの発揮について

前節で取り上げた経済活動のみならず、どのような活動を行うにせよ、障害者の潜在能力が発揮されるためには、いくつかの環境要因が重要であるように見受けられた。以下では特に聴覚障害者の事例から得られた含意を、環境要因の重要性という観点から考察する。

(1) 手話

聴覚障害は、他のタイプの障害に比べ、特にコミュニケーションの面で特殊性を持つ。手話ができるかどうかによって、自身の有するキャパシティの発揮の度合いに、かなりの差が生じる。調査対象者の中には、ビコール地方の Cantanduanes 島出身で、手話を知らぬまま学校教育を受け、手話を習得するためにマニラに移り住み始めた N さんがいた。N さんと共に聴覚障害のない N さんの姉もマニラに移動し、親戚が借りているアパートに同居している。現在は、自助団体の Philippine Federation of the Deaf で手話を習った結果、手話ができるようになったが、その一方で、一時期マニラで得ていた雇用機会を失い、失業中である。

20 代半ばの兵役の最中に爆風で聴力が低下した O さんは、手話を習う機会が無く、現在も身振り手振りと筆談で意思疎通をしている。廃品回収で月平均 1,200 ペソの収入を得ている。同じ廃品回収でも、マカティ市に雇用されている D さんが 6,115 ペソを得ているのに比べると、5 分の 1 の低さである。

このように聴覚障害者の場合、手話が使えるかどうかによって、経済的機会の大小に著しい違いが発生するように見受けられる。

(2) 家族のコミットメント

さらに、聴覚障害者本人が手話ができるかどうかに加え、同居している家族が手話を使って、いわゆる「ろう文化」¹⁰に理解を示すかが、聴覚障害

者の能力の発揮のために重要である。人によっては、何らかの障害があるというだけで、障害者を庇護の対象としてだけ認識し、その能力の発揮を妨げる側にまわってしまう場合もあるからである。例えば、家が裕福な M さんは 30 歳で、手話と英語の読み書きはできるものの、タガログ語の読み書きができない。家族に手話を使える人がいないため、家族の中でも伝言の使い走りのような些末な役割しか与えられていない。これに対し、データ入力の仕事をしている I さんも、読み書きは英語のみでタガログ語は理解できないが、母親が手話通訳役になることで、他の家族との意思疎通が図られている。

(3) 教育施設

一般に、キャパシティ・ビルディングのためには教育施設の建設と運営が有効である。しかし、今回マニラ首都圏と共に調査地に選んだミンダナオ島は、マニラ首都圏と比べて様々な点で障害者、特に聴覚障害者にとって、教育・訓練施設の著しく不足している地域である。そこで以下では、特にミンダナオの実例を取り上げて、教育施設の不備が、聴覚障害者の能力開発に与える影響について考察する。

ミンダナオ島には、ろう学校が三校しかない。うち公立校は一校のみであとは私立校である。経済的に余裕がない家庭の子どもは公立校にしか通えない。公立校、Davao City Special School は、ミンダナオ島で最も大きな市である Davao City の郊外にあるが、学校数が少ないことから、一クラスに生徒数が 40 名以上入れられることとなっている。したがって、教師の目が生徒一人一人に届かず、ろう学校としての教育機能をほとんど果たし得ていない¹¹。というのは、ろう学校の小学部、中学部を卒業しても学校で教えている書記言語である英語¹²の習得はおぼつかない状況だからである。さらに、読み書きや計算といった最低限の能力の習得ができないままに学校を終える生徒が多い¹³。

こうした状況で学校教育を終えた人たちがその後、就業し、生活の糧を得るのは容易なことではない。Davao City での聴覚障害者へのインタビューを通じ

て分かったことは、彼らの多くが仕事を見つけることができず、家族の収入に依存して生活しているということである。こうした状況を森[2007]は、家族への依存（自立の難しさ）と非識字と手話通訳不在の問題の三つの問題に還元させて説明した。仕事が見つけれないため、裕福な家の障害者ではファミリー・ビジネスの手伝いをして糊口をしのいでいる。死ぬことはないが、何か生き甲斐があるわけでもなく、食い扶持をあてがわれているという状況である。一方、そうした恵まれた環境にない人たちの場合には、まさに貧困の只中で生活をしている。スコッターのような家に暮らし、メイドの口を探し、運良く見つかった場合でも、期間の限られた雇用であることが多いため、必死で働いてわずかばかりの貯金を蓄え、数ヶ月の雇用期間を終えたあとはその貯金で食いつないだり、居住するコミュニティであるバランガイ内で洗濯の委託の仕事をもたらうことによって、その日その日の食べ物をなんとか賄うという生活である。ぎりぎりの生存水準で暮らしている状況のため、病気などにかかるひとたまりもない。成人障害者ではなく、子どもの障害児を抱える家庭でも似たような状況が見られ、子どもが病気になってもその医療費を支払う余裕がないため、近隣に食べ物を作って売っていた唯一の収入源である鍋を売り払ってしまってさらに貧困な状況に陥ってしまった家計なども見られた。

これまで述べてきたのは Davao City 周辺の状況であって、それ以外の広大なミンダナオ島全体の他の地域での教育・訓練施設の不足はさらに深刻である。そのような地域に住んでいる聴覚障害者は、行ける学校を見つけることすら難しい。今回の調査では、Davao Oriental という Davao City からさらに車で数時間奥に入った地域も訪ねた。この地域は、かつてスペイン独立戦争の際にスペインから入植した人たちが住む小さな漁港町である。ここはミンダナオ島全体では多数派であるムスリムの多いところである。海岸沿いにムスリムのコミュニティがある他、山岳部ではゲリラの活動も見られるという。この地区にはろう学校がなく、聴覚障害がある子供達は、運が良い場合には Davao City の学校で寄宿舎生活を送るが、そうではない場合には、地域の学校に入り、聴覚障害児に理解のある教師の好意に頼って学校生活を送るしかなくなる。専門的な特殊

教育の訓練を受けた教師がいないため、聴覚障害児は教育不能であるとして、義務教育段階であっても学校から強制退学させられる場合もある。またムスリム家庭の聴覚障害児には、学校に通う機会が最初からなく、全く学校に行かないまま成人するケースも多い。Davao Cityに住む平均的な聴覚障害者は、簡単な語は読めるが、文章を読むとなるとお手上げであるが、こうした地域では、文字すら読めないことが多い。今回の訪問調査においては、ムスリム・コミュニティや篤志家的な事業主の支援により、幸運にもタイヤの交換のような技術を覚えて、雇用機会を得たというようなケースも見られたが、これは非常にまれだと考えるべきであろう。このように、地方に行くほど、障害者向けの教育・訓練施設の不備が深刻になっていくのである。

(4) 当事者団体

このように教育・訓練施設が不足している中で、それを補う役割を担うのが障害当事者団体である。当事者団体は成人教育や、ケア・サポートによって、ともすれば孤立しがちな障害者達を結ぶ役割を果たすのであるが、ミンダナオでは、未だ自立的な当事者団体はできていない。マニラ首都圏では、こうした当事者団体を通して政府機関から障害者支援情報が流されたり¹⁴、()や問題解決のための取り組みがなされたりしている。しかしミンダナオ島では、聴覚障害者のコミュニティがクリスチャン、ムスリムそれぞれに存在しているものの、それらコミュニティ同士のつながりは希薄であり、せいぜい近隣に住む人たち同士の個人的なつながりがあるのみである。したがって組織的に活動できるような基盤がまだできあがっていない。Davao Deaf Association を正式に設立しようという動きが近年見られるが、設立のためのリーダーシップや責任を取るグループがまだ生まれていない¹⁵。日本やフィリピンの他の地域での経験によれば、こうしたリーダーシップを取る個人あるいはグループの中心は、有職者グループであった。その意味で、有職の聴覚障害者が希少である¹⁶ミンダナオ島では大きな壁が存在すると言える。また政府機関へのアクセスについて

も、同島には手話通訳者が一人もいない¹⁷ことから、やはり大きな壁がある。

このように、現在のフィリピンにおいて、障害者のエンパワメントには多くの壁がある。障害者障害者の潜在能力を発揮させやすくするために、壁を少しずつ引き下げる努力が必要である。

第5節 本調査の展望：課題設定

本調査を通じての一つの発見は、フィリピン経済が、世界経済全体のグローバル化とそれに伴うアウトソーシングの増加の結果として、データ入力やコール・センターといったサービス部門に雇用される障害者の例が散見されたことであった。肢体不自由の労働者にとって、英語ができさえすればコール・センターでの電話の受け答えには、障害のない労働者との間の生産性格差が小さい。また聴覚障害を持つ労働者と持たない労働者の間にデータ入力の生産性にはあまり格差がない。そのような事情のためか、従来多いとされていた、障害者向けの作業場および自営や公的部門での雇用に加え、民間のアウトソーシング系の職場で雇用が増えてきたように見受けられる。これは来年度の本調査等で確認していくべき点であろう。もしこの点が正しければ、グローバリゼーションが障害者の生計向上にプラスに作用する側面がある、と言えるかも知れない。

次に今回の予備調査の質問票にはなかったものの、インタビューのプロセスで著者らの関心がより高まったポイントとして、「障害者のマグナカルタ」や、2007年になされたその修正といったような障害者優遇を定めた法制度が、十分に活用されているか、があった。調査対象者の一部は、そもそもマグナカルタ自体を知らなかったし、知っていても自分達には関係ないと思っている人たちもいた。その一方で、交通機関の割引等を有効に活用している障害者もいた。障害者対策を浸透させるためには、どのような属性を持つ人々は政策に関する知識が十分行き渡りがちで、どのような属性を持つ人々がそれらを享受しにくいのか、といった点について、理解を深める必要がある。この点は次回の本調査の課題となる。

最後に、障害当事者のみならず、その周囲の人々の行動や意識が、当事者の生計の向上に大きな影響をもたらすことの一つの具体例として、聴覚障害者の家族の誰かが手話を使えるかどうか、という点が注目された。障害者を取り巻く社会の方に問題の関心を移すのは、「障害の社会モデル」¹⁸と同じ方向性といえる。どのような属性を持つ家族の構成員が、仮に自分に聴覚障害が無くとも、聴覚障害を持つ家族と意思疎通を図るために手話を会得しようとするのか、という点も、障害者の生計の向上を目指していく上で重要な視角となろう。したがって、この点も本調査でより詳しく調べるべきであろう。

ミンダナオの事例に見られるように、地方の状況は、より一層深刻である。来年度、マニラ首都圏における本格的な調査を行った後、地方の障害者の生活実態について、理解を深める必要がある。

¹ 2004年の本法改定により、“disabled persons”という語は全て“persons with disability”に読み替えられることになっている。

² ただし、ジェネリック医薬品ではない、いわゆる真性医薬品については10%の割引とされている。

³ マカティ市のホームページ (<http://www.makati.gov.ph/portal/index.jsp>)の Services in Makati の下位にある Differently Abled Person / Special Children のページを参照のこと。

⁴ Altman [2006]を参照のこと。

⁵ 質問票を作成するに当たっては、他の研究で用いられた質問票を参考にした。肢体不自由の障害について、および移動の自由度に関する質問項目の作成については、Washington University in St. Louis 医学部の National Institute on Disability and Rehabilitation Research がアメリカで実施した“Community Participation and Perceived Receptivity Survey”およびそれを補完する“Participation Survey / Mobility,” “Facilitators and Barriers Survey / Mobility,” “Characteristics of Respondents Survey,”が有用であった。聴覚障害については、Kamal Lamichhane 氏（東京大学先端科学研究センター博士課程）による Study on Socio-economic Status of Persons with Visual Impairments in Nepal に用いられた質問票が参考になった。また本研究委員会委員の福田暁子氏にも協力を仰いだ。

⁶ 肢体不自由の障害者については自助団体が無いという。ただし、Rizal 県に立地する Tahanang Walang Hagdanan, Inc. (House with No Steps の意) は肢体不自由の障害者を主たる対象に、作業場や寮を運営しており、200人程度の障害者が日々出入りしている。

⁷ アメリカの障害者に関する研究サーベイ (Haveman and Wolfe [2000], pp.

1006-1008)では、障害者、中でも男性の労働参加率が比較的高いことと、男女ともに失業率が高いことが観察事実として挙げられている。

⁸ National Statistics Office のホームページ(<http://www.census.gov.ph/>)を参照した。

⁹ 最も小さい行政単位である。

¹⁰ Ladd [2003]等を参照のこと。

¹¹ 日本等の先進国のろう学校では、地域校への統合教育が進んでいることもあって、通常、一クラスあたりの人数が 20 人を超えることはない。ろう学校の教師といえども必ずしも手話に習熟するとは限らないので、そうした教師がコミュニケーション手段や言語の異なる生徒を教育できる上限という意味でも、一クラス 20 人という規模は合理的である。

¹² フィリピンのろう学校の多くは、それぞれの地域の言語（ミンダナオではヴィサヤ語）ではなく英語を教えている。こうしたフィリピンのろう教育において用いられている言語の問題については、森 [2008b] を参照のこと。

¹³ インタビューを行ったある青年の家では母親がサリサリ（家に付随する雑貨の小商店）を運営していた。将来の生計のため、計算は最低限できないとならないのではないのかと手話で問うたところ、電卓があればできると言っていた。しかしながら、母親の店から電卓を持ってこさせて、簡単な足し算をさせようとしたが、彼は電卓の使い方さえ理解していなかった。

¹⁴ 冒頭で述べたマグナカルタ修正はそうした一例である。

¹⁵ 1990 年代以降にマニラ首都圏で聴覚障害者当事者団体設立のリーダーシップを取ったのは、カトリック系の宣教グループ、CMD であった。これについては、森[2008a]を参照のこと。

¹⁶ 最も典型的な有職の聴覚障害者は聾学校の教師であるが、これも同島では、先述の Davao City Special School で三人、私立のろう学校では正規の教員一人と助手一人を数えるのみである。その他は、小食堂で期間契約のウェイターであったり、化粧品のセールスであったり、不安定な収入を得ている人がわずかにいるのみである。

¹⁷ ろう学校の聴者教師で聾者の用いる手話をきちんと使える教師はただ一人である。彼女が半ばボランティア的に手話通訳の仕事をすることがあるが、島全体の聴覚障害者の人数を考えると、手話通訳者の不足は明らかである。

¹⁸ 久野・中西[2004]、杉野[2007]等を参照のこと。

[参考文献]

<日本語文献>

- 久野研二・中西由起子 [2004], 『リハビリテーション国際協力入門』 三和書店。
- 杉野昭博 [2007], 『障害学：理論形成と射程』 東京大学出版会。
- 森壮也 [2007], 「三つの I と MDGs(ミレニアム開発目標)」(『アジア研ワールド・トレンド』 No. 146 12月号 41 ページ)。
- 森壮也 [2008a], 「障害者のエンパワメント」(山形辰史編『貧困削減政策再考：生計向上アプローチの可能性』 岩波書店)。
- 森壮也 [2008b], 「フィリピンのろう教育とろうコミュニティの歴史——マニラ地区を中心とした当事者主体の運動の形成と崩壊」(森壮也編『障害と開発—途上国の障害当事者と社会』 アジア経済研究所)。

<外国語文献>

- Altman, Barbara M. [2006], “The Washington Group: Origin and Purpose,” in Barbara M. Altman and Sharon N. Barnartt, eds., *International Views on Disability Measures: Moving toward Comparative Measurement*, Amsterdam: Elsevier, pp. 9-16.
- Erica, Carmelita N. [2005], “5th Annual Meeting of the Washington Group on Disability Statistics,” a presentation material prepared for the 5th Annual Meeting of the Washington Group on Disability Statistics, in Rio de Janeiro on September 21-23, 2005 organized by National Center for Health Statistics (Maryland, USA) (http://cdc.gov/nchs/about/otheract/citygroup/products/citygroup5/WG5_Session4_Erica.ppt).
- Haveman, Robert; and Barbara Wolfe [2000], “The Economics of Disability and Disability Policy,” in Anthony J. Culyer and Joseph P. Newhouse, eds., *Handbook of Health Economics*, Vol. 1B, Amsterdam: Elsevier, pp. 995-1051.
- Ladd, Paddy [2003], *Understanding Deaf Culture: In Search of Deafhood*, Clevedon, United Kingdom and Buffalo, United States: Multilingual Matters (森壮也監訳 長尾絵衣子・古谷和仁・増田恵里子・柳沢圭子訳『ろう文化の歴史と展望：ろうコミュニティの脱植民地化』 明石書店 2007年)。
- National Statistics Office, Philippines [2006], “Disability Question Set Testing: A. Documentation of the Philippine Experience,” a paper presented at the Fourth Workshop for Improving Disability Statistics and Measurement, held in Bangkok on 20-22 June 2006, organized by the United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (UNESCAP) and the World Health Organization (WHO) (http://www.unescap.org/stat/meet/widism4/Philippines_field_test_report.pdf).

